

証券コード 218A
2026年10月14日
(電子提供措置開始日：2026年10月8日)

株 主 各 位

千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
株 式 会 社 L i b e r a w a r e
代表取締役 関 弘 圭

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://liberaware.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Liberaware」又は「コード」に当社証券コード「218A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年10月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年10月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 千葉県千葉市中央区新千葉一丁目1番1号
ペリエ千葉 7階 ペリエホール Room A+B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第10期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第10期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の額及び内容決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ではご来場の株主様へのおみやげのご提供はございません。また、株主懇親会等の催し物も行っておりません。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。従って、監査役及び会計監査人は、下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 事業報告                       | 連結計算書類          |
| 企業集団の現況に関する事項              | 連結貸借対照表         |
| 当連結会計年度の事業の状況              | 連結損益計算書         |
| 事業の経過及び成果                  | 連結株主資本等変動計算書    |
| 直前3事業年度の財産及び損益の状況          | 連結注記表           |
| 企業集団の財産及び損益の状況             | 計算書類            |
| 当社の財産及び損益の状況               | 貸借対照表           |
| 対処すべき課題                    | 損益計算書           |
| 主要な事業内容                    | 株主資本等変動計算書      |
| 主要な営業所                     | 個別注記表           |
| 使用人の状況                     | 監査報告書           |
| 主要な借入先の状況                  | 連結計算書類に係る会計監査報告 |
| 株式の状況                      | 計算書類に係る会計監査報告   |
| 会社役員の状況                    | 監査役会の監査報告       |
| 責任限定契約の内容の概要               |                 |
| 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等         |                 |
| 社外役員に関する事項                 |                 |
| 会計監査人の状況                   |                 |
| 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 |                 |
| 会社の支配に関する基本方針              |                 |



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年10月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月28日（水曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年10月28日（水曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 包  
X X X X 年 X X 月 X X 日

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
〇〇〇〇〇〇〇  
X X X X - X X X X - X X X X - X X X X  
〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

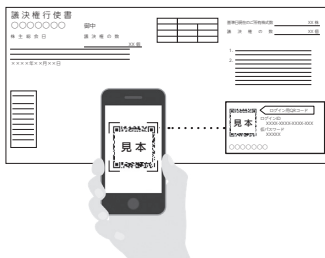
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

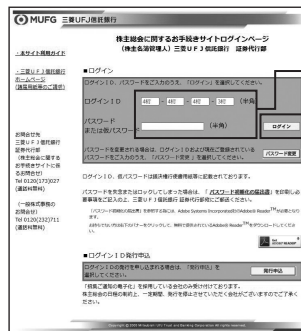


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

(2025年8月1日から)  
(2026年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は99,883千円となりました。主なものは、ドローンやエクステンダーの製造、四足歩行ロボット及びサーバの購入であります。

なお、当社グループはインフラ保全事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### ② 資金調達の状況

当社は、2025年12月及び2026年3月に第三者割当増資により、総額1,110,350千円の資金調達を行いました。

#### ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                      | 資 本 金    | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                  |
|----------------------------|----------|--------------------|------------------------------------------------|
| Liberaware Korea Co., Ltd. | 52,177千円 | 100.0%             | ドローンの販売/レンタル、点検ソリューション、データ処理・解析サービス、ソリューション開発等 |

### ③ 重要な関連会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金    | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                            |
|-------------------|----------|--------------------|----------------------------------------------------------|
| C a l T a 株 式 会 社 | 50,000千円 | 34.0%              | デジタルツインプラットフォームの開発及びソリューションの提供、小型ドローンほかロボットを活用した狭小空間等の撮影 |

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2022年1月14日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 1,125個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 112,500株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 6,500円<br>(1株当たり 65円)            |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2024年2月1日から<br>2031年12月21日まで                |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                       |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 227個<br>目的となる株式数 22,700株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会により特に行使を認められた場合は、この限りではない。
  - ②当社の新株予約権の目的たる株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。
  - ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
2. 2024年4月12日付で行った普通株式1株につき100株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

|                        |                     |                               |                          |
|------------------------|---------------------|-------------------------------|--------------------------|
|                        |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権               |                          |
| 発 行 決 議 日              |                     | 2023年10月30日                   |                          |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 3,830個                        |                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき         | 383,000株<br>100株)        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない           |                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>( 1 株当たり      | 12,000円<br>120円)         |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2025年11月2日から<br>2033年10月17日まで |                          |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                         |                          |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数   | 1,800個<br>180,000株<br>2名 |

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会により特に行使を認められた場合は、この限りではない。
  - ②当社の新株予約権の目的たる株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。
  - ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
2. 2024年4月12日付で行った普通株式1株につき100株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                     |                 | 第 4 回 新 株 予 約 権               |                             |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 発 行 決 議 日                           |                 | 2025年9月12日                    |                             |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                 | 139,700個                      |                             |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 |                 | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき         | 139,700株<br>1株)             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 |                 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない           |                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額              |                 | 新株予約権 1 個当たり<br>( 1 株当たり      | 2,274円<br>2,274円)           |
| 権 利 行 使 期 間                         |                 | 2027年9月13日から<br>2035年9月12日まで  |                             |
| 行 使 の 条 件                           |                 | (注)                           |                             |
| 使 用 人 等 へ の<br>交 付 状 況              | 当 社 従 業 員       | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 138,400個<br>138,400株<br>95名 |
|                                     | 当 社 子 会 社 従 業 員 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 1,300個<br>1,300株<br>1名      |

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。
- ③ 本新株予約権の行使は新株予約権1個単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならない、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

### (3) その他新株予約権等の状況

|                                   | 第 2 回 新 株 予 約 権                      |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                         | 2022年6月10日                           |
| 新 株 予 約 権 の 数                     | 12,175個                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                | 普通株式 1,217,500株<br>(新株予約権1個につき 100株) |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額               | 新株予約権1個当たり 5円                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額            | 新株予約権1個当たり 7,000円<br>(1株当たり 70円)     |
| 権 利 行 使 期 間                       | 2022年6月16日から<br>2034年6月15日まで         |
| 行 使 の 条 件                         | (注) 1                                |
| 新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数 | 受託者 コタエル信託株式会社 12,175個               |

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年7月期から2027年7月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、600百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
  - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員又は顧問若しくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ④新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2024年4月12日付で行った普通株式1株につき100株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年7月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|-------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 関 弘 圭   | —                       |
| 取 締 役     | 林 昂 平   | —                       |
| 取 締 役     | 市 川 純 也 | CFO                     |
| 取 締 役     | 和 田 哲 也 | 技術開発部長及び品質保証部長          |
| 取 締 役     | 守 屋 実   | 株式会社守屋実事務所 代表取締役        |
| 常 勤 監 査 役 | 人 見 茂 樹 | —                       |
| 監 査 役     | 青 木 良 三 | —                       |
| 監 査 役     | 井 上 俊 介 | 日比谷中田法律事務所 パートナー        |

- (注) 1. 取締役守屋実氏は、社外取締役であります。
2. 監査役人見茂樹氏、青木良三氏及び井上俊介氏は、社外監査役であります。
3. 監査役である人見茂樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役である井上俊介氏は、弁護士の資格を有しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 事業年度中に退任した役員

該当事項なし

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の金銭報酬限度額は、2025年10月30日開催の第9回定時株主総会において、年額60百万円以内（使用人分は含まず）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、監査役の報酬限度額は、2022年10月28日開催の第6回定時株主総会において年額15百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は2名）です。

役員の報酬等の決定方法について、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて一任を受けた代表取締役である関弘圭が、各取締役の職務、責任及び実績等を勘案して決定することとしております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ担当職務、貢献度等から各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、職責の範囲等を総合的に勘案し、監査役会にて監査役の協議及び決議により決定することとしております。また、非金銭報酬等として取締役に対してストックオプションを交付することとしております。当該ストックオプションの内容及びその保有状況については「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                      | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |         |        | 対象となる<br>役員 員数<br>(名) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|---------|--------|-----------------------|
|                          |                    | 基 本 報 酬            | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 49,469<br>(2,400)  | 49,469<br>(2,400)  | —       | —      | 5<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 12,000<br>(12,000) | 12,000<br>(12,000) | —       | —      | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 61,469<br>(14,400) | 61,469<br>(14,400) | —       | —      | 8<br>(4)              |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 剰余金の処分の内容

その他資本剰余金のうち821,123,473円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

- |                     |          |              |
|---------------------|----------|--------------|
| (1) 減少する剰余金の項目及びその額 | その他資本剰余金 | 821,123,473円 |
| (2) 増加する剰余金の項目及びその額 | 繰越利益剰余金  | 821,123,473円 |

#### 2. 剰余金の処分の効力発生日

2026年10月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役に1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

|                      | 氏名（生年月日）                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|----------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| （新任）<br>（社外）<br>（独立） | まなべ やすまさ<br>真鍋 康正<br>（1976年10月10日） | 1999年4月 トーマツコンサルティング株式会社（現 合同会社デロイト トーマツ） 入社<br>2009年7月 高松琴平電気鉄道株式会社 入社<br>2012年5月 アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役社長就任<br>2014年6月 高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長就任<br>2014年6月 屋島ドライブウェイ株式会社 代表取締役就任（現任）<br>2015年6月 ことでんバス株式会社 代表取締役社長就任<br>2016年6月 ことでんサービス株式会社 代表取締役社長就任（現任）<br>2016年12月 株式会社電腦交通 社外取締役就任（現任）<br>2018年12月 HOXIN株式会社 代表取締役CEO就任（現任）<br>2019年12月 建ロボテック株式会社 社外取締役就任（現任）<br>2020年9月 日新タクシー株式会社 代表取締役会長就任（現任）<br>2021年8月 香川モビリティサービス株式会社 代表取締役就任（現任）<br>2023年8月 高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役就任（現任）<br>2023年8月 ことでんバス株式会社 代表取締役就任（現任）<br>2023年12月 Zip Infrastructure株式会社 社外取締役就任（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>屋島ドライブウェイ株式会社 代表取締役<br>ことでんサービス株式会社 代表取締役社長<br>HOXIN株式会社 代表取締役CEO<br>日新タクシー株式会社 代表取締役会長<br>香川モビリティサービス株式会社 代表取締役<br>高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役<br>ことでんバス株式会社 代表取締役<br><br>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br><br>真鍋康正氏は、高松琴平電気鉄道株式会社をはじめとする交通インフラ企業の経営に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ的確な提言・助言が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。 | —                  |

- (注) 1. 真鍋康正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 真鍋康正氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 真鍋康正氏の選任が承認された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。その概要は、取締役及び監査役がその地位に基づいて遂行する会社の職務又は業務に関し、損害賠償請求がなされたことにより被る損害を保険者が填補するものであります。真鍋康正氏の選任が承認された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
5. 真鍋康正氏の選任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の額及び内容決定の件

#### 1.本議案の提案理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の中長期的な業績向上及び企業価値の増大に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を付与するための報酬等の額及びその具体的な内容について、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の金銭報酬限度額は、2025年10月30日開催の定時株主総会において、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。

このたび、上述の目的に基づき、当該金銭報酬の限度額とは別枠として、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額40百万円以内といたします。また、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に対象取締役に対して発行する新株予約権の上限を500個とし、その目的となる当社普通株式の数の上限を50,000株といたします。

本議案における報酬等の額、新株予約権の数及びその内容については、対象取締役の職責及び当社の企業価値向上への貢献に対する適切なインセンティブを付与する必要性、当社の現行の金銭報酬水準その他諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであります。また、本議案に係るストック・オプションの行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、既存株主の皆様にご与える希薄化の影響は軽微であると考えております。さらに、本議案の内容は、事業報告「会社役員の状況」に記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも整合するものであり、対象取締役に対して当社の中長期的な企業価値向上への適切なインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有をより一層促進するものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、現在の対象取締役は3名ですが、第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、対象取締役の員数に変更はありません。

#### 2.報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

##### （1）ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額40百万円以内とする。対象取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、対象取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とする。

##### （2）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に対象取締役に対して発行する新株予約権の上

限は、500個とする。

### （３）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に対象取締役に対して発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は50,000株とする。新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、当社が当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

### （４）新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。本新株予約権は、対象取締役の職務執行の対価として付与するものである。

### （５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式１株当たりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの行使価額は、新株予約権の発行に係る取締役会決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。また、取締役会決議日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合その他行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

### （６）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日後２年を経過した日から、当該割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会において定めるものとする。

### （７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合の取扱いその他新株予約権の行使に関する条件は、取締役会決議により決定するものとする。

### （８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### （９）新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割に係る分割契約若しくは分割計

画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について、株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が、前記（７）その他取締役会が定める新株予約権の行使条件により新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

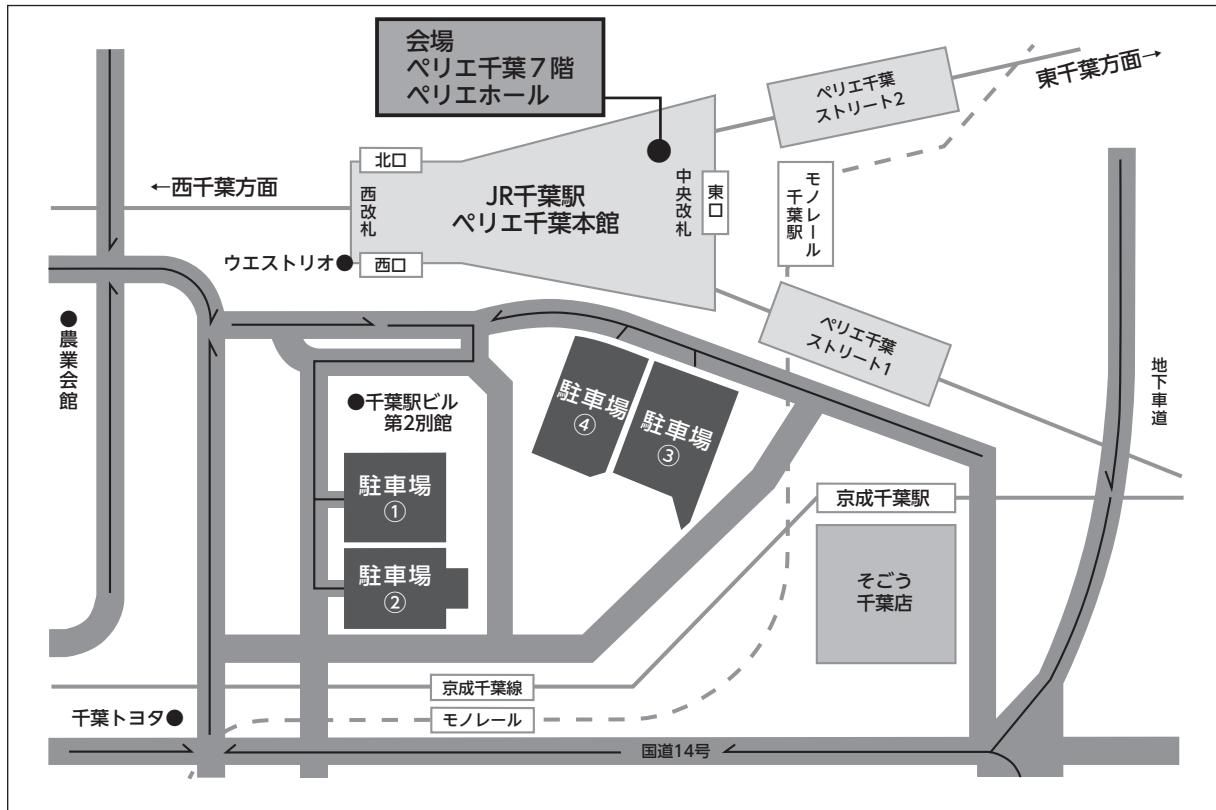
（10）その他の新株予約権の募集事項

上記に定める事項のほか、新株予約権の具体的な割当対象者、各対象取締役に割り当てる新株予約権の数、割当日その他の新株予約権の募集事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：千葉県千葉市中央区新千葉一丁目1番1号  
ペリエ千葉 7階 ペリエホール Room A+B



|        |           |        |
|--------|-----------|--------|
| 交通のご案内 | J R 千葉駅東口 | 徒歩 0 分 |
|        | 京成千葉駅     | 徒歩 1 分 |
|        | モノレール千葉駅  | 徒歩 1 分 |

駐車場のご案内

- ①ペリエ千葉駐車場
- ②ペリエ千葉第2駐車場
- ③タイムズ ペリエ千葉提携駐車場
- ④タイムズ ペリエ千葉提携第2駐車場

発券される駐車券を受付にて精算することで2時間無料となります。  
精算をご希望の方は、当社株主総会受付に駐車券をご提出ください。